

## 群馬県国民健康保険運営協議会運営要領の改正について

### 1 改正の趣旨

感染症の影響や、行政のデジタル化を踏まえ、対面での会議開催が困難な場合等における会議の特例について定め、議事録署名の運用を簡略化するよう、改正する。

### 2 改正の概要

- (1) Web 会議による開催又は書面開催とすることができる旨の規定を追加する。
- (2) 会議録の作成について、議事録署名人による署名を不要とし、会長による記名に変更する。

### 3 改正の理由

#### (1) について

現行の運営要領では、対面での会議が前提とされているが、新型コロナウイルス感染症や、行政のデジタル化推進状況を踏まえ、インターネットを活用した会議の開催を可能とすることや、協議会を開催することができないやむを得ない場合等においても、書面により委員の意見を諮り、その結果をもって協議会の議決に代えることができるよう、運営要領に会議の特例の規定を設けるもの。

なお、今回の協議会の書面開催については、議決を経て遡り適用とする。

#### (2) について

会議録の作成については、現行の運営要領により、会長及び会長が指名する2名の署名を必要としているが、行政手続きにおいて押印廃止やデジタル化が進められていることを踏まえ、署名の規定を改正するもの。